

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○結核予防法施行細則の一部を改正する規則..... (疾病対策課) 1
○北海道企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則..... (産業立地課) 1
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (住宅課) 4

規 則

結核予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月31日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第49号
結核予防法施行細則の一部を改正する規則
結核予防法施行細則 (昭和38年北海道規則第79号) の一部を次のように改正する。
第6条の見出しを「(定期外の健康診断等)」に改め、同条第1項中「第5条第4号に掲げる者について、同条」を「第5条第1項の結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、同項」に、「健康診断又は」を「健康診断を受けることを勧告し、又は」に改める。
別記第7号様式を次のように改める。
別記第7号様式 (第8条関係)

入 所 命 令 書

(記号) 第 号達

住所氏名

結核予防法第29条第1項の規定により、次のとおり
者を入所 (入院) する (させる) ことを命じます。

年 月 日

北海道知事

印

1 患者の氏名 男・女 (歳)

2 患者の住所

3 入所の期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 入所命令の理由

5 その他

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日 (1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して6月以内に、北海道 (訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。) を被告として、札幌地方裁判所 (又はこの処分に関する事務を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所) に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月31日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第50号
北海道企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則
北海道企業立地促進条例施行規則 (平成9年北海道規則第55号) の一部を次のように改正する。
第2条第2項を次のように改める。
2 工場等を移転する場合における当該工場等の移転のための投資額の算定において、当該

平成17年3月31日 (木曜日)

北海道公報

号外第8号 1

投資額のうち所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号に掲げる資産については、その取得価額の合計額に移転後の製造の能力等から移転前の製造の能力等を差し引いた数を移転後の製造の能力等で除して得た数を乗じるものとする。

第2条に次の1項を加える。

- 3 条例第2条第9号の規則で定めるものは、所得税法施行令第6条第8号リに掲げる資産（購入したものであり、かつ、道内で製作されたものに限る。）とする。

別記第1号様式別紙3の事項の表中

建 物
構 築 物
機 械 及 び 装 置
船 舶
航 空 機
車 両 及 び 運 搬 具
工 具、器 具 及 び 備 品

を

建 物 及 び
そ の 附 属 設 備
構 築 物
機 械 及 び 装 置
船 舶
航 空 機
車 両 及 び 運 搬 具
工 具、器 具 及 び 備 品
ソ フ ト ウ ェ ア

に改め、同表の末尾欄外注1の事項を次のように改める。

- 1 所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げる固定資産及び同条第8号リに掲げる無形固定資産（購入したものであり、かつ、道内で製作されたものに限る。）の別に記入すること。

別記第1号様式別紙8の事項の表中

男	女	男	女	男	女	男	女

を

に改める。

別記第5号様式別紙の表中

建 物
構 築 物
機 械 及 び 装 置
船 舶
航 空 機
車 両 及 び 運 搬 具
工 具、器 具 及 び 備 品

を

建 物 及 び
そ の 附 属 設 備
構 築 物
機 械 及 び 装 置
船 舶
航 空 機
車 両 及 び 運 搬 具
工 具、器 具 及 び 備 品
ソ フ ト ウ ェ ア

に

改める。

別記第 6 号様式別紙の表中	「	<table><tr><td>氏</td><td>名</td><td>性別</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	氏	名	性別																																																				を	「	<table><tr><td>氏</td><td>名</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	氏	名																																					に改める。
	氏	名	性別																																																																																															
	氏	名																																																																																																

別記第 8 号様式別紙 1 の表中	「	<table><tr><td>建</td><td>物</td></tr><tr><td>構</td><td>築</td><td>物</td></tr><tr><td>機</td><td>械</td><td>及</td><td>び</td><td>装</td><td>置</td></tr><tr><td>船</td><td></td><td>舶</td><td></td><td>を</td></tr><tr><td>航</td><td></td><td>空</td><td></td><td>機</td></tr><tr><td>車</td><td>両</td><td>及</td><td>び</td><td>運</td><td>搬</td><td>具</td></tr><tr><td>工</td><td>具</td><td>、</td><td>器</td><td>具</td><td>及</td><td>び</td><td>備</td><td>品</td></tr></table>	建	物	構	築	物	機	械	及	び	装	置	船		舶		を	航		空		機	車	両	及	び	運	搬	具	工	具	、	器	具	及	び	備	品	」																			
	建	物																																																									
	構	築	物																																																								
	機	械	及	び	装	置																																																					
	船		舶		を																																																						
	航		空		機																																																						
	車	両	及	び	運	搬	具																																																				
	工	具	、	器	具	及	び	備	品																																																		
	別記第 8 号様式別紙 3 の表中	「	<table><tr><td>建</td><td>物</td><td>及</td><td>び</td></tr><tr><td>そ</td><td>の</td><td>附</td><td>属</td><td>設</td><td>備</td></tr><tr><td>構</td><td></td><td>築</td><td></td><td>物</td></tr><tr><td>機</td><td>械</td><td>及</td><td>び</td><td>装</td><td>置</td></tr><tr><td>船</td><td></td><td></td><td>舶</td><td></td><td></td></tr><tr><td>航</td><td></td><td></td><td>空</td><td></td><td>機</td></tr><tr><td>車</td><td>両</td><td>及</td><td>び</td><td>運</td><td>搬</td><td>具</td></tr><tr><td>工</td><td>具</td><td>、</td><td>器</td><td>具</td><td>及</td><td>び</td><td>備</td><td>品</td></tr><tr><td>ソ</td><td>フ</td><td>ト</td><td>ウ</td><td>ェ</td><td>ア</td></tr></table>	建	物	及	び	そ	の	附	属	設	備	構		築		物	機	械	及	び	装	置	船			舶			航			空		機	車	両	及	び	運	搬	具	工	具	、	器	具	及	び	備	品	ソ	フ	ト	ウ	ェ	ア	」
		建	物	及	び																																																						
		そ	の	附	属	設	備																																																				
		構		築		物																																																					
		機	械	及	び	装	置																																																				
		船			舶																																																						
		航			空		機																																																				
		車	両	及	び	運	搬	具																																																			
		工	具	、	器	具	及	び	備	品																																																	
		ソ	フ	ト	ウ	ェ	ア																																																				

[illegible]

を

[illegible]

に改める。

別記第11号様式2の事項の表中

男	女	男	女	男	女	男	女

を

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第33号）附則第4項に規定する指定を受ける者が工場等を移転する場合における当該工場等の移転のための投資額の算定については、この規則による改正後の北海道企業立地促進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第2項の規定の適用により算定される所得税法施行令第6条第1号及び第2号に掲げる資産（以下「建物等の資産」という。）に係る額がこの規則による改正前の北海道企業立地促進条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第2条第2項の規定を適用したとしたならば算定される建物等の資産に係る額より少ないときは、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第51号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成９年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項中「5,491」を「5,608」に改め、同部函館市の項中「1,899」を「1,878」に改め、同部岩内町の項中「88」を「104」に改め、同部夕張市の項中「136」を「160」に改め、同部美瑛市の項中「221」を「173」に改め、同部赤平市の項中「132」を「152」に改め、同部南幌町の項中「41」を「60」に改め、同部旭川市の項中「1,432」を「1,462」に改め、同部留萌市の項中「343」を「339」に改め、同部北見市の項中「789」を「662」に改め、同部苫小牧市の項中「860」を「892」に改め、同部伊達市の項中「222」を「218」に改め、同部帯広市の項中「926」を「922」に改め、同部音更町の項中「79」を「111」に改め、同部釧路市の項中「1,099」を「1,044」に改め、同別表の2の表駐

車場の部中「		倶知安町	129	」を	「	倶知安町	129	」																
安町			129																					
町			14	に改め、同部赤平市の項中「74」																				
市			21	」																				
を「94」に改め、同部南幌町の項中「41」を「60」に改め、同部旭川市の項中「76」を「103」																								
に改め、同部苫小牧市の項中「416」を「445」に改め、同部中		「帯広市																						
		」																						
別記第13号様式（第14条関係）																								
支庁長様		北海道営住宅収入申告書																						
		年 月 日提出																						
		名義人氏名 印 自宅電話番号																						
北海道営住宅条例第14条第1項の規定により、私及び同居者の収入並びに世帯の状況について、証明書を添付し、次のとおり申告します。																								
(力ナ)		続柄		性別		生年月日		同居区分		勤務先(電話番号)		転入・転出(年月日)		収入の種類				年間収入金額(円)		特別控除				
入居者氏名														給年金事業その他						老寡特老障特 年婦定人害障				

			年 月 日	-	(- -) ()														
			年 月 日	同居	(- -) ()														
			年 月 日	別居	(- -) ()														
			年 月 日	同居	(- -) ()														
			年 月 日	別居	(- -) ()														
			年 月 日	同居	(- -) ()														
			年 月 日	別居	(- -) ()														
			年 月 日	同居	(- -) ()														
			年 月 日	別居	(- -) ()														
			年 月 日	同居	(- -) ()														
			年 月 日	別居	(- -) ()														
			年 月 日	同居	(- -) ()														
			年 月 日	別居	(- -) ()														
生活保護受給の有無				あり・なし															

（申告する収入は、原則として前年（ 年 1 月 1 日～12月31日）のものとしませんが、同年 1 月 2 日以降に転職等により収入に変更があった場合は、直近の収入状況を記入してください。）

この欄は記入不要です。

収 入 階 層		基 本 家 賃		円
---------	--	---------	--	---

別記第14号様式（第14条関係）

支庁	徴	市町	団地	棟	住戸	名義人

北海道営住宅収入申告書（随時申告用）

支庁長様

年 月 日提出

名義人氏名	印	自宅電話番号

北海道営住宅条例第14条第1項の規定により、私及び同居者の収入並びに世帯の状況について、証明書を添付し、次のとおり申告します。

1 入居者及び同居者の状況並びに所得等

(カ ナ) 入 居 者 氏 名	続柄	性 別	生 年 月 日	同居 区分	勤 務 先 (電 話 番 号)	転 入 ・ 転 出 年 月 日 (理 由)	収入の種類				年間収入金額 (円)	特 別 控 除					
							給 与	年 金	事 業 所 得	其 他		老 年 等	寡 婦 等	特 定 人	老 人 害	障 害 障	
			年 月 日	-	(- -)	()											
			年 月 日	同居 別居	(- -)	()											
			年 月 日	同居 別居	(- -)	()											
			年 月 日	同居 別居	(- -)	()											
			年 月 日	同居 別居	(- -)	()											
			年 月 日	同居 別居	(- -)	()											

			年 月 日	同居														
			年 月 日	別居	(- -)	()												
			年 月 日	同居														
			年 月 日	別居	(- -)	()												
			年 月 日	同居														
			年 月 日	別居	(- -)	()												
生 活 保 護 受 給 の 有 無				あ り ・ な し														

（申告する収入は、原則として前年（ 年 1 月 1 日～12月31日）のものとしませんが、同年 1 月 2 日以降に転職等により収入に変更があった場合は、直近の収入状況を記入してください。）

2 申告の理由（収入の変動があった場合）等

この欄は記入不要です。

事 由 発 生 年 月 日	申 告 の 事 由
年 月 日	

収 入 階 層		基 本 家 賃	円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。